

PRESS RELEASE

学校給食費無償化に合わせた給食費相当額の給付について

福岡市では、教育活動の一環である学校給食を実施する上で、食物アレルギーを有する児童生徒にも、できる限り給食を提供するよう努めておりますが、食物アレルギーの内容によっては、給食が提供できず、給食の代替となる弁当等を持参していただいております。

そのため、学校給食費の無償化を契機として、アレルギー等の身体的事情により給食の全てを喫食せず、弁当等を持参している児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を給付する制度を導入します。

1 給付条件

アレルギー等の身体的事情により、学校給食の全献立を喫食せずに弁当を持参していること。

※給食の喫食ができない身体的な事情は、保護者が学校に提出されている書類の中で、児童生徒の主治医の意見を確認します。

2 支給額

小学校：1食単価（243.15円）×弁当持参日数

中学校：1食単価（289.47円）×弁当持参日数

3 対象期間

令和7年8月28日（2学期給食開始）から令和8年3月23日（3学期給食終了）まで

4 手続き内容

手続き等の制度の具体的内容については、2学期開始前までに、教育委員会ホームページや学校を通じた案内により周知を行います。

- その他、不登校を含む給食を喫食していない児童生徒への対応につきましては、現在国において学校給食費の無償化が検討されているため、その動向も踏まえて改めて本市の給付制度を検討してまいります。
- 給付制度以外の対応として、福岡市が運営している教育支援センター（市内7か所）へ通級する児童生徒に、新たに給食を提供する方向で準備を進めてまいります。

※無償化初日の給食風景の取材については、別紙のとおり予定しておりますので、ご確認ください。なお、事前の申し込みは必要ございません。

〈問合せ先〉

○教育委員会教育支援部健康教育課（給付制度について）

課長 松吉 泰直（まつよし やすなお）

電話 092-711-4640（内線 3690）

○教育委員会教育支援部給食運営課（給食提供及び無償化初日の給食風景の取材について）

課長 野原 健（のほら たけし）

電話 092-711-4641（内線 3680）



福岡市教育委員会
Fukuoka City Board of Education



給食費無償化初日の給食風景の取材について

福岡市立小・中・特別支援学校では、令和7年度2学期より給食費を無償化します。無償化初日の給食風景の取材について、下記の小学校を紹介します。

- 1 実施日 令和7年8月28日（木）
- 2 場 所 福岡市立照葉はばたき小学校
 - ・住 所 福岡市東区香椎照葉6丁目5番35号
 - ・校 長 篠原 浩一（しのはら こういち）
 - ・児童数 526人（8月1日現在）
- 3 会 場 福岡市立照葉はばたき小学校 2年1組教室
- 4 日 程
 - （1）配膳 12時05分～ 12時25分頃
 - 喫食 12時25分～ 12時50分頃
 - （2）児童へのインタビュー ※代表児童2名
 - （3）保護者へのインタビュー※代表保護者1名
- 5 公開学級 2年1組
- 6 献 立 豆乳カレー、野菜炒め、麦ご飯、牛乳、能古島の甘夏ゼリー

栄養量	エネルギー	たんぱく質	脂質
	654 kcal	21.8 g	18.5 g

※物撮り用の給食は、会議室（1階）に準備します。

- 7 取材にあたっての注意事項
 - 車での来校はご遠慮ください。
 - 取材に際し人数制限はありませんが、運営上、必要最低限の人数でご来校ください。
 - 撮影は、公開学級のみとさせていただきます。
 - 受付は玄関、控室は会議室（1階）です。
 - 撮影について配慮していただきたいことなどについて、当日事前にお知らせしますので、11時00分～11時40分の間にご来校ください。
 - 給食終了後、児童2名に対してインタビューが可能です。
 - 個人（児童・生徒・教員）のプライバシーに配慮し、個人を特定できるような撮影・報道は行わないでください。（児童生徒の顔写真や氏名が記載された資料や持ち物、掲示物、特徴的な所有物などは撮影不可）
 - 校舎内では、極力、会話や音を立てることはお控えください。
 - 学校に連絡することはお控えください。